

松阪市都市計画法に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則

令和元年 12 月 27 日 規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松阪市都市計画法に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例（令和元年松阪市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条の規則で定める建築物の敷地面積の最低限度の例外)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める場合は、建築物の敷地の周囲が他の建築物の敷地、道路、河川等に囲まれているため要件を満たすことが困難又は著しく不適当な場合その他市長がやむを得ないと認める場合とする。

(条例第 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める道路の幅員)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号の環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める幅員は、6.5 メートル（市長が支障がないと認める場合にあっては、4 メートル）以上とする。

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の区域外の規則で定める幅員の道路は、幅員が 6.5 メートル以上の幹線道路とする。

(条例第 3 条第 2 項の告示の内容等の縦覧)

第 4 条 市長は、条例第 3 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の告示をしたときは、告示内容を記載した書類のほか、次に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 条例第 3 条第 1 項の規定により指定した土地の区域の位置を示す図面
- (2) 条例第 3 条第 1 項の規定により指定した土地の区域を示す図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。